

E B P M 調 書

|     |                  |      |                      |         |
|-----|------------------|------|----------------------|---------|
| 事業名 | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業費 | 課・担当 | 情報システム戦略課企画・セキュリティ担当 | 担当者(内線) |
|-----|------------------|------|----------------------|---------|

| EBPMによる検証（ロジックモデル） |  |                           |
|--------------------|--|---------------------------|
| ①将来像<br>(目指す姿)     | ・防災拠点など災害対策上重要な県有施設にWi-Fi設備が整備され、災害発生時にも避難者や災害対策要員等の円滑な通信環境が確保されている。               | ③課題<br>(将来像と現状との差についての分析) |
| ②現状                | ・防災拠点や指定避難場所など防災の観点から優先度の高い施設から順次公衆Wi-Fiの整備を進めており、令和4年度までに42か所整備済、令和5年度は3か所の整備を予定。 |                           |

| ④投入<br>(インプット=予算)                                       | ⑤事業活動<br>(アクティビティ)                          | ⑥事業実績<br>(アウトプット)   | ⑦事業実績から得られる成果<br>(アウトカム)   |   |  |
|---|---|---|--|---|--|
| <p>予算額</p> <p>18,036 千円</p> <p>一般財源</p> <p>4,036 千円</p> | <p>防災拠点や指定避難所となっている県有施設等への公衆Wi-Fiの整備と運用</p> | <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済Wi-Fi施設の運用数</li> <li>令和5年度新規整備施設数</li> </ul> <p>【活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済み42施設の安定運用</li> <li>令和5年度新規整備施設 3施設(予定)</li> </ul> | <p>直接成果</p> <p>災害対策上重要な県有施設におけるWi-Fi接続環境の改善</p> <p>【整備実績】</p> <p>94.4%</p> <p>災害対策本部及び支部が設置される県有施設及び県が指定する指定避難所への整備率</p> | <p>中間成果</p> <p>公衆Wi-Fiを活用した情報通信量が拡大する</p> <p>【利用実績】</p> <p>H30:4,946回（1施設当たり989回）、R元:48,575回（1施設当たり2,313回）、R2:92,153回（1施設当たり3,177回）、R3:131,524回（1施設当たり3,554回）、R4:153,001回（1施設当たり3,642回）</p> | <p>最終成果（将来像）</p> <p>防災拠点や避難所に指定されている県有施設にWi-Fiが設置され、被災時の情報通信における安心・安全が確保される。</p> |

| ⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠   |
|---|
| <p>【定量的視点】</p> <p>(公衆Wi-Fi利用回数の増加)</p> <p>県有施設の中でも防災拠点等に指定されるなど重要性が高く利用者も多い施設にWi-Fiを整備した結果、整備施設数の拡大に伴い利用回数は順調に増加している。</p> <p>H30:4,946回（1施設当たり989回）</p> <p>R元:48,575回（1施設当たり2,313回）</p> <p>R2:92,153回（1施設当たり3,177回）</p> <p>R3:131,524回（1施設当たり3,554回）</p> <p>R4:153,001回（1施設当たり3,642回）</p> <p>一方、「災害時の利用状況」については、これまで本事業で整備した拠点における避難所等の設置実績がないため定量的な把握は困難</p> |

| ⑨指標                | R5   | R6   | R7   | R8   | ⑩関連する5か年計画の主な取組等 |   |
|--------------------|------|------|------|------|------------------|---|
| 公衆Wi-Fi利用回数/施設（平時） | 3700 | 3800 | 3800 | 3800 | No. 分野別施策名       | デジタル技術を活用した県民の利便性の向上                    |
|                    |      |      |      |      | 主な取組             | 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充 |

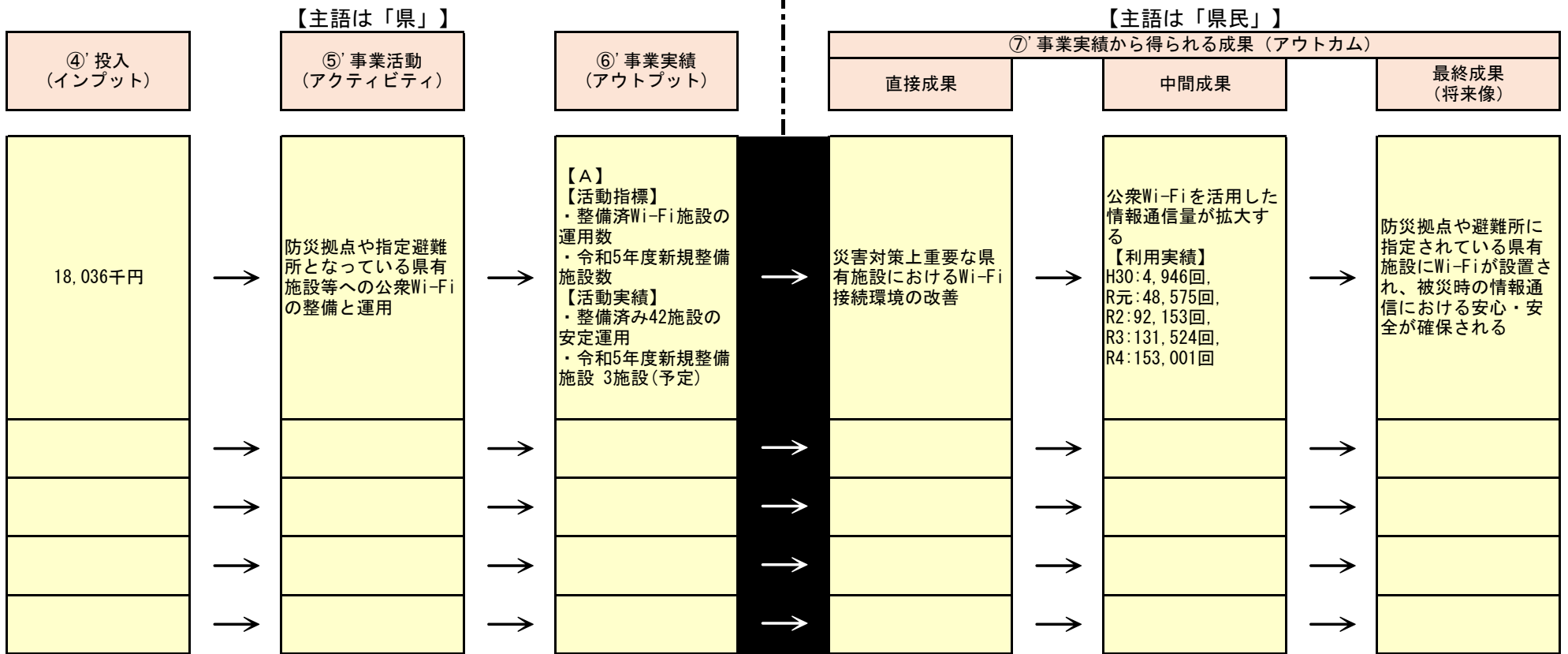
| 事業手法に係る自己検証              |  |                         |   |
|--------------------------|--|-------------------------|---|
|                          | 検証項目   | 評価                      | 評価に関する説明  |
| 県費投入の<br>必要性             | 事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。  | ○                       | 誰もが利用しやすい県民サービス向上というニーズを反映したものになっている。   |
|                          | 市町村、民間等に委ねることができない事業か。   | ○                       | 民間施設は民間が、市町村有施設は市町村が、県有施設は県が整備すべきものであり、官民が一体となって取り組むべきものである。なお、市町村が整備した公衆Wi-Fiの一部とIDの連携を行っている。      |
|                          | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。<br>政策体系の中で優先度の高い事業か。                             | ○                       | 30年以内に70%との発生確率となっている首都直下型地震や近年増加している豪雨災害等、重要性が増している災害対策の一つとして、公衆Wi-Fiの整備は政策目的の達成手段として必要かつ適切と認められる。 |
| 事業の<br>効率性               | 一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。<br>競争性のない随意契約となったものはないか。 | ○                       | 令和元年度に一般競争入札で調達しているSaitama Free Wi-Fiは、設備を追加するに当たり構築事業者によるシステム設定が必須であることから、次年度以降は随意契約による。           |
|                          | 受益者負担は適切に設定されているか  | ○                       | 県民向けの公衆Wi-Fiであることから、県民は無料で利用することができるように、電波通信事業法第165条の「営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体」として届出をしている。          |
|                          | 用途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。   | ○                       | 整備と運用に予算が充てられており、用途が限定されているといえる。  |
|                          | 不用率が大きい場合、その理由は適切か。  | ○                       | 令和4年度の執行率は100%（不用率0%）   |
|                          | 既存事業との重複はないか。<br>国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。                          | ○                       | 県と市町村でそれぞれ所有する施設について整備している。   |
| コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 | ○  | 詳細な現地調査を行い、費用の精査に努めている。 |   |
| 事業の<br>有効性               | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。   | ○                       | 被災時に大きな成果を上げるものだが、平時にも利用されており成果実績は成果目標に見合ったものといえる。  |
|                          | 事業実施に当たって他の手段・方法等が感ぜられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。                 | ○                       | 構築事業者による継続的な整備を行うことで、追加整備した施設についても認証連携し、県民の利便性を損なうことなく、効果的にサービスを提供している。                             |
|                          | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。   | ○                       | 整備計画のとおり整備できている。  |
|                          | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。   | ○                       | 平時から利用されており、十分に活用されている。   |

総合評価

A

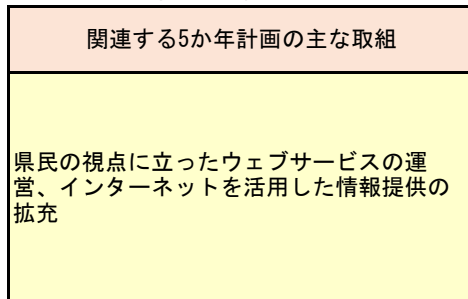
| 関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載） |       |     |         |
|---|-------|-----|---------|
| 関連事業  | 部局・課名 | 事業名 | 役割分担の内容 |
|   |       |     |         |
|   |       |     |         |

# E B P M 調書 ロジックモデル (フローチャート)

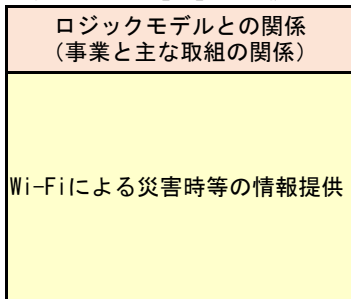


## 5か年計画との関連の整理

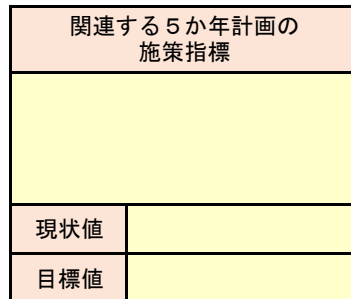
### ◆主な取組と事業との関係



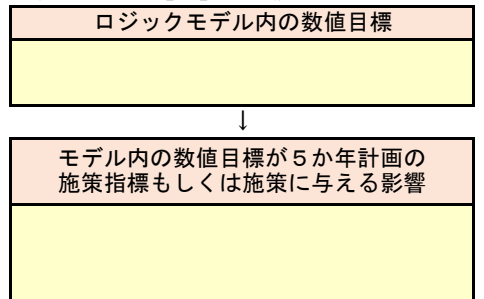
### ↑関連箇所に【A】と記載



### ◆施策指標と事業との関係



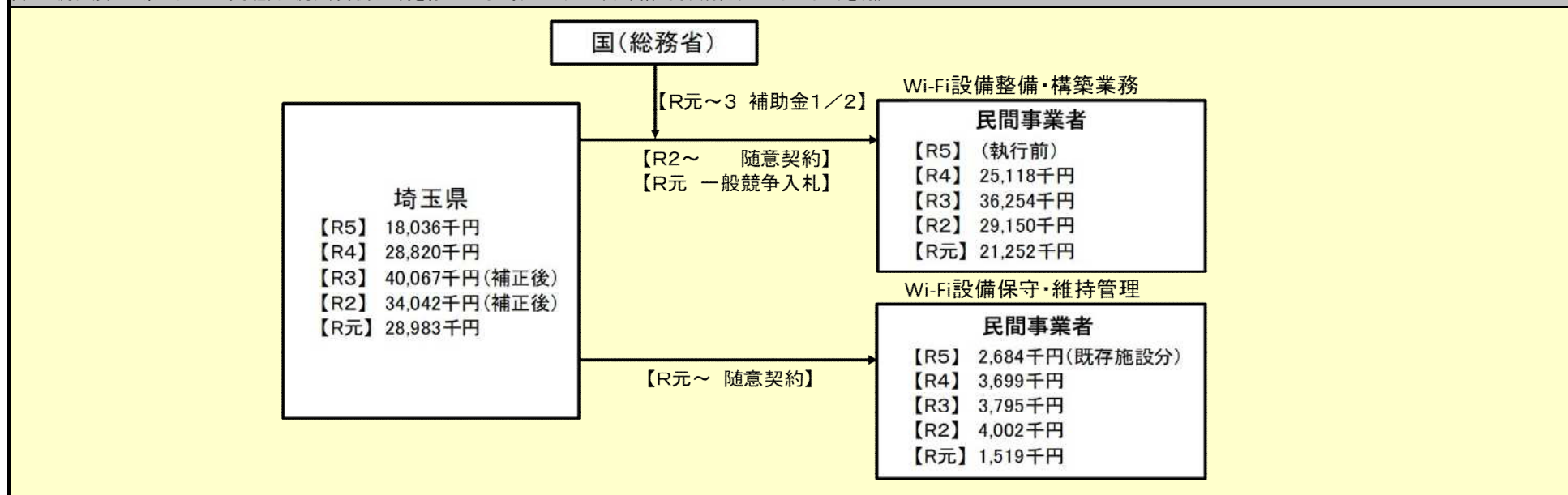
### ↑関連箇所に【B】と記載



# EBPM調書(有識者会議様式)

| 予算執行状況 |                 | 当初予算額  |        | 補正予算額   |        | 最終現計予算額 |        | 執行額<br>(決算額) | 執行率    |
|--------|-----------------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------------|--------|
|        |                 | 事業費    | (うち一財) | 事業費     | (うち一財) | 事業費     | (うち一財) |              |        |
| 令和5年度  | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業 | 18,036 | 4,036  | -       | -      | -       | -      | 2,684        | 14.9%  |
| 令和4年度  | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業 | 28,820 | 3,820  | 0       | 0      | 28,820  | 3,820  | 28,817       | 100.0% |
| 令和3年度  | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業 | 47,553 | 6,118  | -7,486  | -1,556 | 40,067  | 4,562  | 40,049       | 84.2%  |
| 令和2年度  | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業 | 52,847 | 8,847  | -18,805 | -1,605 | 34,042  | 7,242  | 33,152       | 62.7%  |
| 令和元年度  | 県有施設公衆Wi-Fi整備事業 | 28,983 | 10,165 | 0       | 0      | 28,983  | 10,165 | 22,771       | 78.6%  |

資金の流れ(資金が県からどのような経由で流れ、受取先が何を行っているか。)※スキーム図と具体的な交付先(R1からR5まで)を明記



事業名： 県有施設公衆Wi-Fi整備事業費

事業費：18,036千円 所管課：企画財政部情報システム戦略課

### 事業概要

観光、防災、施設利用者サービス等の目的に応じ、県民及び県有施設利用者に対し公衆無線LANサービスを提供するために、観光及び防災の観点から優先度を判断して、県庁舎や地方庁舎、指定避難所になっている施設等に、段階的に公衆Wi-Fiの整備をする。

### 事務局の説明

#### <会議対象とした理由・論点>

複数の目的を持つ事業であり、廃止した場合の影響も大きい事業であることから、多角的な議論が必要である。

#### <EBPM上の課題>

観光面では、コロナ禍による外国人観光客の激減もあり、成果検証を行うことができていない。

防災面では、電気通信事業者等による災害時の無線LANの無料開放等が広がる中、引き続き県が公衆Wi-Fiを運営する必要性を示せていない。

### 担当部局の説明

#### <事務局の提示する課題についての説明>

県有施設公衆Wi-Fi整備事業については、平成30年度から整備を開始しており、国の補助金も活用しながら令和4年度までに42施設でアクセスポイント数80ヶ所を設置してきた。

令和5年度に、整備予定としていた施設はすべて終了する。

Wi-Fiの使用回数を見ると、設置したWi-Fiについては、通常時には施設利用者サービスとして活用しており、利用数は増えているという状況である。

一方、利用環境も大分変化してきており、将来的にも継続して県が整備運用を続けていく必要があるかどうか、今回検討を行ったところである。

今後は、県自らWi-Fi設備を運用する必要性のある施設を厳選し、R6年度以降も運用・設備更新を行う施設の縮小を検討することとしたいと考えているが、委員の御意見を伺いたい。

### 議事の概要

#### <A委員>

委員：施設によって公衆Wi-Fiの利用率にばらつきがあると思うが、施設によってどれくらい利用状況が違うのか教えてほしい。

担当部局：県の庁舎関係と県有施設の2つの区分で分けると、県の庁舎関係の方が圧倒的に利用数が多い。

委員：県庁舎での利用が多いことに鑑みると、この事業の受益者は観光客ではなく地域住民であり、また、防災拠点としての利用ではなく、普段県庁舎に来庁する際に利用しているという理解になるのではないか。

担当部局：国の補助を受ける際には防災拠点になりうる施設として入れた経緯はあるが、現状は普段来庁される方へのサービスという意味合いが強い

と認識している。

委員：既存設置の公衆Wi-Fiの保守可能期限はいつぐらいなのか。

担当部局：一番古いものについては、令和8年度までである。

<B委員>

委員：災害時の通信環境の確保という観点では、5G等の技術革新が進んだ中で県が整備する公衆Wi-Fiの必要性が低下しているということだが、それはどれほどロジカルに言えるのか。

担当部局：もともと県が設置している公衆Wi-Fiで県全域をカバーする趣旨ではないが、民間でも基地局等の整備が進んでいる状況を鑑みれば、整備主体が県でなくても通信状況は確保できると考えている。しかし、災害発生時の通信環境を100%担保できる根拠は持っておらず、数値的に説明するものはない。

委員：外国人観光客であれば、フリーWi-Fiがなくても他の通信手段があると思うが、利便性の観点からフリーWi-Fiの設置がどれほど意味を持つと考えているのか。

担当部局：公衆Wi-Fiによっては利用者が制限されているものもあるため、その意味では誰でも利用可能なフリーWi-Fiを整備する意義はあると考えている。

<C委員>

委員：市民の側としては、今どき公共施設ではWi-Fiが使えるだろうと思う方も多い。廃止の方向という場合に、全ての施設で公衆Wi-Fiを廃止するのではなく、ここは残す・ここは廃止するという取捨選択する考えはあるか。

担当部局：各施設における公衆Wi-Fiの必要性を個別に検討する方向で考えている。

委員：公共施設で公衆Wi-Fiを使用したいというニーズが県民にあるか調査したことはあるか。

担当部局：直接アンケート等を実施したことはない。

#### 委員の評価及び意見

<A委員>B（廃止又は再構築すべき）

携帯の普及、電波環境の改善を踏まえると公共施設でWi-Fiを整備する必要性は低下している。

利用が少ない施設は、保守・維持管理費を勘案すれば、耐久年数を待たず順次廃止するのが望ましい。

仮に公共施設の利用率と利便性を上げるためにWi-Fiを残すならば、それぞれの施設の事業として実施するべき。

<B委員>B（廃止又は再構築すべき）

新規整備を原則行わないという方針については妥当である。

既存設備の維持管理については、保守期限をもって一律に終了するのではなく、個々の施設における必要性を検討し、メリハリをつけた対応を



することが望ましい。

技術的観点及び利用者ニーズの観点から検討を深め、事業を再構築すべき。

< C 委員 > B (廃止又は再構築すべき)

事業を取り巻く環境が大きく変化していることは明らかであり、事業目的を再検討した上で、必要なWi-Fi整備を進めるべき。

目的としては、防災、観光、市民ニーズへの対応等が考えられるが、それぞれのニーズを検証した上で、その目的に合致した手段を採用すべき。

(民間のWi-Fi整備への補助等の別手段も考えられる)

#### 有識者会議を踏まえた評価

##### 【B (廃止又は再構築すべき)】

事業を取り巻く環境が事業開始当時と大きく変わってきている中で、現在のニーズの把握が不十分であり公衆Wi-Fiの整備の必要性が判然とせず、事業継続は認められない。

既存設備については、国庫支出金の返還も考慮した維持・廃止の判断基準を設け、各施設における公衆Wi-Fiの維持の必要性を個別に判断すること。その上で、必要性が低い場合には、可能な限り速やかに廃止すること。

#### 有識者の意見から考えられる方向性

現在の社会状況も踏まえた公衆Wi-Fiのニーズを調査した上で、例えば、個別施設の利便性向上を目指すのであれば各施設の事業として実施するなど、その目的に応じた手法として再構築する。

#### 【令和6年度当初予算】

##### 予算額

##### 【令和6年度】

|      |          |
|------|----------|
| 事業費  | 3,524 千円 |
| うち一財 | 3,524 千円 |

##### 【令和5年度】

|      |           |
|------|-----------|
| 事業費  | 18,036 千円 |
| うち一財 | 4,036 千円  |

#### 評価・意見を踏まえた対応 等

##### 【評価・意見を踏まえた対応】

令和5年度に予定していた施設の新規設置を中止。

施設所管課に現時点での廃止・継続についての意向を確認し、今後の維持・廃止の判断基準を検討した。

**【令和6年度当初予算への反映状況】**

今後の新規設置は行わないこととし、既存設置施設の維持管理事業として再構築。

既存施設については、国庫支出金の返還も考慮し、機器のサポート期限を一つの目安に、施設の利用状況等を踏まえ、個別に廃止時期を検討することとした。